

(別紙)

令和4年度 指導監査是正改善項目

法人名：社会福祉法人 仁摩福祉会

是正・改善指示事項	是正・改善状況（改善計画）
<p>【法人本部】</p> <p>◆文書で措置状況の報告を求めるもの（文書指摘）</p> <p>1. 理事会の招集は、理事会の日の1週間前までにその通知を发出しなくてはならないが、招集通知が理事会の日の1週間前を下回る日に发出している事例が見受けられたため、今後は適切な期間をもって招集通知を行うこと。 （法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第1項、指導監査ガイドラインI法人運営 6理事会 (1)審議状況 1)</p> <p>2. 令和3年6月22日に開催された理事会は、評議員会で選任された新役員を招集した理事会であるが、招集通知の发出は定時評議員会で新役員が選任される前に行われており、有効なものとなっていなかった。また、招集通知を省略する手続きも行われていなかったため、今後、新役員選任直後の理事会を開催する際には、理事及び監事の全員から招集通知の省略に同意する書面を徴するか、理事会の冒頭で招集通知を省略することの同意を確認し、議事録に明記しておくこと。 （法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条、指導監査ガイドラインI法人運営 6理事会 (1)審議状況 1)</p>	<p>1. 理事会の招集は、1週間前に发出していると考えていましたが、指導監査ガイドラインは、中1週間必要との事でしたので、今後は適切な期間をもって招集通知を行います。</p> <p>2. 令和3年6月22日開催の理事会招集は、6月11日发出文書であり、理事長は現役であるので、有効であると解釈していました。 今後は、選定のための理事会招集手続きを省略し、理事会開催前に、「招集通知なく理事会を開催すること」について、理事・監事全員に同意を得て、その旨を議事録に記載します。</p>